

マネジメントシステム認証機関 各位

公益財団法人 日本適合性認定協会
認定センター

ISO 9001:2015 及び ISO 14001:2015 発行に伴うマネジメントシステム認証及び認定 の移行要領

1. 適用範囲

本文書は、公益財団法人日本適合性認定協会(以下、「本協会」という)から品質マネジメントシステム(QMS)及び/又は環境マネジメントシステム(EMS)認証に関する認定を受けた認証機関(以下、「認証機関」という)が実施する ISO 9001:2015 及び/又は ISO 14001:2015 (以下、「新基準」という)への認証の移行に適用する。

さらに、QMS 及び/又は EMS 認証に関する認定を、ISO 9001:2008 及び/又は ISO 14001:2004 (以下、「旧基準」という)に対するものから、新基準に対するものへ移行する認定の移行に適用する。

2. 関係文書

2.1 引用文書

次に掲げる手順は、別途定める場合を除き、変更することなく適用する。

JAB MS200 マネジメントシステム認証機関の認定の手順

2.2 関連する認証基準

次に掲げる基準を、認証機関の移行審査及び関連する認定活動に適用する。

ISO 9001:2015 Quality management systems – Requirements

ISO 14001:2015 Environmental management systems – Requirements with guidance for use

2.3 参考文書

IAF Informative Document – Transition Planning Guidance for ISO 9001:2015

IAF Informative Document – Transition Planning Guidance for ISO 14001:2015

注：本協会ウェブサイト (www.jab.or.jp) にて参考訳を入手可能。

3. 認証の移行

認証機関は、次の要領で、認定を受けた認証を新基準に対する認証へと移行させるものとする。

3.1 移行期限

移行期限は新基準発行より 3 年とする。

既存の旧基準に対する認証からの継続性を維持するため、新基準発行後 3 年までに、新基準に基づく認証の決定が行われていなければならない。それ以降は、旧基準に基づく認証は無効となる。

移行期間中に、旧基準に対する認証を新たに行う場合、認証の有効期限は移行期限を超えないものでなければならない。

3.2 移行に関する方針

認証機関は新基準発行に先立ち、DIS 9001 及び / 又は 14001 の段階から、認証組織に説明を開始することが推奨される。

認証組織が希望する場合、DIS あるいは FDIS を用いて認証組織の QMS 及び / 又は EMS の評価を実施することができる。ただし、新基準が発行された後、それまで実施した評価を再確認し、新基準に対する認証への移行前に検証できるよう、DIS あるいは FDIS 段階で行った全ての評価活動を記録しておかなければならない。

新基準に対する認定された認証は、認証機関が新基準に対する認証に対し、本協会の認定を受けた後、発行することができる。

3.3 移行審査の手順

移行審査は、認証組織との合意に基づき、定期的なサーベイランス若しくは再認証審査と同時に実施、又は移行を目的とする特別審査として行うこともできる。

定期的なサーベイランス又は再認証審査と同時に移行審査を行う場合、認証範囲における旧基準及び新基準に対する適合性を確認するため、追加の審査工数が必要になるであろう。

新基準に対する不適合は、認証機関の手順に従い、すべて明確に特定し、指摘事項として文書化し、認証組織に対応を求めなければならない。認証の決定に先立ち、特定された事項に対する対応を確認し、QMS / EMS の新基準に対する適合性が実証されなければならない。

4. 認定の移行

本協会は、次の要領で、認定の移行を計画、実施する。

4.1 移行期限

移行期限は、新基準発行後 3 年とする。

新基準に基づく認証を認定範囲に含めるためには、新基準発行後 3 年以内に新基準に基づく認定の決定が行われていなければならない。それ以降は、旧基準に基づく認証に係る認定は無効となる。

4.2 移行審査の時期

4.2.1 移行審査の開始

新基準に基づく認証に対する移行審査（事務所審査）の開始を 2015 年 9 月 1 日とする。

移行審査は、審査期限が移行期限以前のサーベイランス／更新審査において、通常計画されるプロセスに沿って行う。ただし、認証機関が希望する場合、単独で移行審査（臨時審査）を行うこともできる。

4.2.2 移行審査を希望する時期

認証機関は移行審査（事務所審査）を希望する時期を、2015 年 5 月 29 日（金）までに本協会に通知する。通知宛先は、3.3.1 による。

4.3 移行の計画

4.3.1 移行関連文書の提出

認証機関は新基準に対応したシステム文書一式を、移行審査（事務所審査）の 3 か月前までに本協会に提出する。

提出先：

公益財団法人 日本適合性認定協会 認定センター 認定業務グループ

E-mail:nintei@jab.or.jp

4.4 移行審査

移行審査は下記のプロセスで行う：

- ・ 書類審査（3.4.1 参照）
- ・ 事務所審査（3.4.2 参照）
- ・ 組織審査立会（3.4.3 参照）

4.4.1 書類審査

書類審査は、JAB MS200 の 7.1 に準じて行い、認証機関のマネジメントシステムの新基準への対応状況を確認する。

4.4.2 事務所審査

事務所審査は、JAB MS200 の 7.3 による。

事務所審査では、新基準への移行の計画／手順、認証活動に関与する要員に対し実施した教育・訓練及び力量の確認を含め、新基準に対応したマネジメントシステムの運用状況を確認する。

4.4.3 組織審査立会

新基準に基づき行われる組織審査に、QMS 及び／又は EMS 各 1 件立ち会う。QMS

及び EMS を含む複合審査 1 件への立会いは、移行審査においては各々 1 件として算定する。また、新基準に基づき行われる組織審査への立会いは、認定審査プログラム（認定周期）における立会い総数に含める。

組織審査立会は、事務所審査に先立って実施することもできる。

審査の種類は問わないが、新基準のすべての要求事項を網羅するものでなければならない。

注：認証機関が、移行審査を段階的に実施する場合、すべての段階に立ち会う。

4.4.4 移行審査報告

移行審査報告は、JAB MS200 の 8 による。

4.4.5 不適合

事務所審査及び / 又は組織審査立会で不適合が特定された場合、JAB MS200 の 8. に定める手順にて取り扱う。

4.4.6 認定の移行に関する決定

認定の移行に関する決定は、マネジメントシステム認定委員会が移行審査の結果に基づいて行う。本協会は、同委員会の決定を認証機関に通知し、認定証の改定を行う。

4.4.7 標準審査工数

QMS 又は EMS に対する移行審査の工数は、標準的に次のとおり。

移行審査の時期	移行審査の対象	書類審査	事務所審査
サーベイランス	QMS 又は EMS	1.0 人日	1 人日追加
	QMS 及び EMS	1.0 人日	1.5 人日追加
更新審査	QMS 又は EMS	追加なし	追加なし
	QMS 及び EMS		
臨時審査	QMS 又は EMS	1.0 人日	1.5 人日
	QMS 及び EMS	1.0 人日	2.0 人日

組織審査立会の工数は、実際に現地で要する工数とする。

認証機関の実施するマネジメントシステムの変更の度合い、書類審査の結果によっては、事務所審査の工数を増加させることがある。

5. QMS 及び / 又は EMS 認証に係る認定（初回又は拡大）

2015 年 9 月 1 日以降の QMS 及び / 又は EMS 認証に係る認定申請（初回又はマネジメントシステムの種類の拡大）の受付は、新基準に基づくものとする。

以上